



(公印省略)

事 務 連 絡

令和2年 6月 12日

会 員 各 位

大分市役所 子育て支援課

大分市子ども医療費助成事業の改正について（協力依頼）

向暑の候、貴殿におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

また、平素より本市の子ども医療費助成事業にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本市では子育て環境の一層の充実を図るため、「大分市子ども医療費の助成に関する条例」の一部改正を行い、令和2年10月1日より、下記のとおり医療費助成の内容を拡充することといたしました。

つきましては、本事業の趣旨をご理解いただき、その円滑な実施のため、ご協力をお願い申し上げます。

記

1. 改正内容

市町村民税非課税世帯小・中学生の通院に係る医療費について無料化を行う。

※本改正に伴い、市町村民税非課税世帯の小・中学生の通院に係る公費負担者番号

「83448514」が追加となります。なお、受給者番号に変更はありません。

2. 実施時期

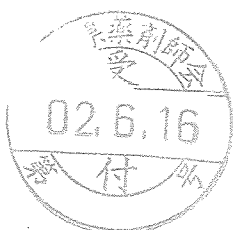
令和2年10月1日診療分から

【お問い合わせ先】

大分市 子育て支援課

給付・医療費助成担当班 中津留・山本

電話：097-537-5796（直通）



令和2年10月診療分より 子ども医療費助成事業の助成範囲が拡大されます

大分市では、子育て環境の一層の充実を図るため、子ども医療費助成事業を拡充し、市町村民税非課税世帯の小・中学生の通院に係る医療費を令和2年10月診療分より無料化します。

【改正内容】

年齢	対象となる医療費	現行	令和2年10月診療分から
		自己負担	自己負担
0歳から小学校就学前 (小学校に入学する年の3月31日まで)	入院・通院 歯科・調剤	なし(無料化)	現行通り
小・中学生 (15歳到達後最初の3月31日まで)	入院	なし(無料化)	現行通り
	通院・歯科 調剤	助成対象外	市町村民税非課税世帯に属する児童については、なし(無料化)

※医療費(保険診療に限る)の自己負担額を助成します。

【改正に伴う事務取扱変更点】

(1) 公費負担者番号

対象年齢	対象となる医療費	令和2年9月診療分まで	令和2年10月診療分から
0歳から小学校就学前	入院・通院 歯科・調剤	83449017	83449017 (現行どおり)
小・中学生	入院のみ	83448019	83448019 (現行どおり)
小・中学生	通院・歯科 調剤	なし	83448514 (新規追加) ※市町村民税非課税世帯に属する児童に限る

・市町村民税非課税世帯以外の小・中学生の通院に係る医療費は対象外です。

(2) 受給資格者証について

- ・子ども医療費助成受給資格者証の公費負担者番号が2種類から3種類となります。
(①0歳から小学校就学前まで ②小・中学生(入院) ③小・中学生(通院・市町村民税非課税))
- ・受給者番号に変更はありません。
- ・登録申請済みの子どもを対象に新しい受給資格者証を交付します。(令和2年9月末ごろ郵送予定)
- ・新しい受給資格者証の対象者は約3,100人(約7.7%)です。

【お問い合わせ先】

大分市役所 子育て支援課 子ども医療費助成担当 電話：097-537-5796(直通)